

義務教育費国庫負担制度とは

そもそもなぜこの制度があって、負担の範囲はどこからどこまで、
どうやって計算されているのでしょうか？

野川 孝三（教育総研特別研究員）

「なぜ国が負担するの？」

→ 憲法上の要請によります。

義務教育は、国民に必要な基礎的資質を培うものであり、憲法上の国民の権利にかかわるものであることから、国は、地方公共団体とともに義務教育にかかる費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っています。

そのため、国は義務教育費国庫負担制度により、義務教育に必要な経費のうち最も重要なものである教職員の給与費について、その3分の1を負担しています。この制度を通じて全国すべての学校に必要な教職員を確保し、自治体間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているのです。

※公務員の中で、給与として使途が限定されている財源が国から交付されている（しかも、補助金—国が特別の必要があると認めるときに交付することができるもの—ではなく、負担金—国が必ず交付しなければならないもの—）のは、義務教育の教員・事務職員・栄養職員だけです。高校の教職員を含む一般の地方公務員の給与財源は、一般財源である地方交付税となっています。

「負担の範囲はどこからどこまで？」

→ 対象学校、対象職種などが定められています。

○対象学校

- ①市（東京都の特別区を含む）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部。
- ②都道府県立の中学校（中高一貫教育を施すものに限る。）、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部。
- ③いわゆる「夜間中学校」。

○対象職種

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（非常勤講師を含む）、事務職員及び学校栄養職員。

○対象給与費目

給料、諸手当(退職手当は除く)、講師の報酬及び費用弁償。

○算定方法の概要

$$\text{国庫負担額} = \text{給与(給料・手当)単価} \times \text{国庫負担定数} \times 1/3$$

※給与(給料・手当)単価

ア.給料単価は、当該年度5月1日に在職する教職員について、省令に定める経験年数毎の給料額に、経験年数毎の教職員数を当てはめて得た総額を、教職員実数で平均することにより得た一人当たりの単価。

イ.手当毎の単価は、国家公務員の水準に当てはめて算出した総額を、教職員実数で平均することなどにより得た一人当たり単価。

上記を都道府県・政令市毎に設定。

- ・経験年数別給料月額は、各職種ともに各都道府県・政令市が実際に支給する給料月額を示したのではなく 国庫負担額を算定するために設定されたもの。
- ・各都道府県・政令市毎の給与単価は教職員の年齢構成の実態が反映される仕組み。
- ・経験年数別給料月額は、2003年当時の一般公務員に対する教員の給与の優位性を勘案した単価を設定。事務職員は、国家公務員の6級まで到達するとして経験年数別に給料月額を設定。毎年的人事院勧告を反映し増減させている。諸手当は国家公務員の水準に当てはめて算出する(国家公務員の水準が限度)。

※国庫負担定数

5月1日時点の義務標準法に基づき算定された教職員定数(加配定数含む)+充て指導主事定数+産休代替者数+育休代替者数+配偶者同行休業代替者数-育児休業者数-配偶者同行休業者数+有給休職者数、 によって算定された数を都道府県・政令市毎に設定。(育児休業者本人及び配偶者同行休業者本人には給与は支給されないため除く)。

.....

次回は、義務教育費国庫負担制度の歴史的変遷や総額裁量制の仕組みなどについて、解説します。